

2004年2月27日

京都府保健福祉部生活衛生課 御中

平成16年度京都府食品衛生監視指導計画（案）についての意見

京都府生活協同組合連合会 会長理事 吉田 智道
京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F
電話：075-251-1551

「食品の安全確保」は、わたしたち消費者にとって、もっとも基本的な願いです。今日、食品添加物や農薬の残留問題などに加え、0157問題や遺伝子組み換え食品、環境ホルモン、アレルギー問題など、従来問題にされてこなかった問題が数多く生じています。そして、BSE問題（牛海綿状脳症）の発生や、ひきつづく食品偽装事件などをつうじて、食品安全行政への不信と憤りは国民のあいだにかつてなく広がり、大きな社会問題となっています。

京都の生協は、府内の地域・大学・職域・医療などの生協はじめ、全国の生協組合員・消費者とともに、食品衛生法の抜本改正をふくんだ、今日的な食品の安全問題に対応できる社会システムの確立をもとめて、1997年いらい、足かけ6年にわたる運動を全国で展開してきました。2000年6月、京都府生協連第47回総会では「京都の生協の力をあわせ、食品衛生法の抜本的改正を求める署名にとりくみましょう」の特別決議を採択して取り組みをつよめ、集約された署名数は京都の生協運動史上、最高の46万5620筆となりました。この署名活動は、JA、森林組合、漁協、生協の協力・共同で取り組まれたことが特筆され、また京都労働者福祉協議会、京都消費者団体連絡協議会、共同作業所などにも協力をいただくことができました。

さらに、京都府知事をはじめ行政との懇談、地元選出国會議員への要請、京都市等各自治体議会での意見書採択など、かつてない規模と広がりをもって運動がすすめられ、「食品の安全の社会的なシステムづくり」へ大きな役割をはたしてきました。

こうした世論の高まりのなかで、2003年、食品安全基本法があらたに制定され、食品衛生法の大きな改正が実現いたしました。今回の法制定・改正においては、全国1373万の署名をもって国会に請願した食衛法改正を求める6項目や、食品の安全確保への行政の責務の明確化、リスク分析手法の導入、とりわけその中でのリスクコミュニケーションの確立、独立した食品安全行政機関の設置やその運営の透明性の確保など、この間の生協の主張の多くが採り入れられています。今回の法の制定・改正は、わが国の食品安全の法制度が転換される大きな一歩となるものと期待しているところで

す。
また今回の法制定・改正にかんする国会での委員会・本会議での審議の過程では、京都選出の国會議員のみならず、たびたび京都の生協としての要望とコメントをもとめられました。地域住民の組織である生協の声が国会の委員会・本会議に直接反映されていくなかで成立をみた、というプロセスもまた画期的であったといえます。

こんごにむけては、新しい法制度が実効性をもって運用されることが大切であり、とくに食品安全にかかわる監視・指導の第一線である都道府県等のリスク管理やリスクコミュニケーションのあり方を充実させることがとりわけ重要であり、ひきつづき生協として、各界のみなさまとともに、取り組みをすすめてまいりたいと考えております。また、わたしたち生協は、事業者としても新しい法律の主旨をしっかり受けとめて、取扱い商品のいっそうの安全・安心の確保につとめていく所存です。

今回改定された食品衛生法第64条第2項では、監視指導計画の策定にあたっては、「その趣旨及び内容その他必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない」と定めており、平成15年8月29日付・厚生労働省告示第301号「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（以下、「厚生労働省告示」という）は「その案の段階において、趣旨および概要をできるだけわかりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る」としています。わたしは、消費者・事業者を含む地域住民のより多くの参加と理解の推進のなかで、食の安全と安心について考え、地域の総意として食品衛生監視指導計画を策定していこうという趣旨と認識いたしております。

このたび、京都府から発表された「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画案」（以下、「計画案」という）がいっそう充実したものとなり、また府民にとってよりわかりやすく、理解をふかめるものとなることを願う立場から、以下、わたしの意見を提出いたします。

- (1) 昨年あらたに制定された食品安全基本法は第7条で「地方公共団体の責務」を定め、「地方公共団体は基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的社会的市諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。今回の「計画案」の趣旨と内容について、府民がしっかりうけとめ、より理解をふかめていくためには、その前段・前提として、京都府における「食の安全・安心にかかわる基本方針」の策定と確立がまず、必要ではないかと考えます。現在、多くの地方公共団体が、食品安全基本法の制定をうけて、食の安全・安心にかかわる基本方針の策定、食の安全・安心推進本部の設置、食の安全・安心アクション計画の設計、食品安全条例の制定など、取り組みをすすめています。「食の安全・安心」の課題は、生産から消費までの一貫した監視指導・検査が重要な柱とはなりますが、それに収斂されるものではなく、安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立、生産から消費までの情報の共有と相互理解の促進、食の安全・安心に関する関係者の連携強化と体制の整備など、総合的な推進が必要であり、「食品衛生監視指導計画」はその一部をなすと考えられます。「京都府における食の安全・安心にかかわる基本方針」と「京都府における食の安全・安心アクション計画」および「京都府食品安全基本条例」が策定され、食品の安全性の確保にむけての施策がすすむことは、今回の法制定・改定の理念にそった、京都府民の願いにこたえるものであり、こうした取り組みの推進のなかでこそ、「食品衛生監視指導計画」についての府民の理解もよりふかまっていこうものと考えます。以下、要望いたします。

- ①「京都府における食の安全・安心にかかわる基本方針」の策定
- ②「京都府における食の安全・安心アクション計画」の設計
- ③「京都府食品安全基本条例」の策定

(2)「計画案」は、食品衛生監視指導の実施体制について簡潔なかたちで文書化・図式化されており、「できるだけわかりやすく」という趣旨にそった努力について敬意を表するところです。なお、実施主体と分担（生活衛生課は何をやるのか、各保健所は何をやるのか、保健監視研究所は何をやるのか）について、いわゆる「5W1H」（いつ、誰が、どこで、何を、どのような理由で、どんなふうに、するのか）が一見して明らかになるように整理・努力していただけると、府民にとってよりわかりやすくなり、「計画案」への理解がふかまると考えます。以下、要望いたします。

①実施主体別「食の安全・安心アクション・プログラム」の策定

(3) 食品安全基本法第4条は「農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このための措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行わなければならない」と定めています。つまり、生産から消費にいたる。食品供給行程（フードチェーン）全体を射程においた、監視指導を行なうことが重要であり、この点が今回の食品安全基本法制定および食品衛生法改定のポイントのひとつであると考えます。この場合、行政施策の推進にあたって、関係部局間の連携確保の課題が重要になってくることはいまでもありません。前述の「厚生労働省告示」は、「農林水産部局等他部局との連携確保について監視指導計画に記載する」としています。この間、高病原性鳥インフルエンザの発生が国内でも見られ、鶏卵・ブロイラー・ひななどの移動が制限されました。しかも、発生は1カ所にとどまらない事態となっています。本日、早朝のテレビ報道によると、京都府内で1万羽の鶏が死亡、高病原性鳥インフルエンザの発生の疑いとのことです。食の安全・安心の推進にあたって、京都府では関係部局間でどのような分担と連携を確保した体制となるのかについて、「計画案」のなかに明記していただけると、府民にとってよりわかりやすく、理解をふかめるものとなると思います。以下、要望いたします。

①「食の安全・安心」の推進にあたって、「厚生労働省告示」にもとづき、農林水産部局等他部局との連携確保の方法・体制について、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画」のなかに具体的なかたちで明記すること。

②平成15年度に設置された「食の安心・安全庁内連絡調整会議」が上記にふれた役割をはたすということである場合、平成15年度における構成部局・開催回数・議題・実施措置等について資料提供することとあわせ、平成15年度のふりかえりをふまえた平成16年度の課題について、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画」のなかに具体的なかたちで明記すること。

(4) 前項(3)でものべたように、食品安全行政の推進にあたっては、関係機関の連携確保の課題が重要であり、「厚生労働省告示」においても「監視指導の実施体制等に関する事項」中の二項で、「都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局、特に隣接する都道府県等との間において緊密な連絡及び連携体制を確保する」と指摘しています。とくに

京都府においては、京都市との関係で、どのような連絡と連携体制が確保されるのかについて、「計画案」のなかに明記していただけると、府民にとってよりわかりやすく、理解をふかめるものになると考えます。以下、要望いたします。

- ①「厚生労働省告示」にもとづき、京都市との間において、どのようなかたちで「緊密な連絡及び連携体制を確保する」のか、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画」のなかに具体的なかたちで明記すること。

(5)「食の安全・安心」の課題については、近年あらたに発生してきている問題にかんして、消費者の不安と関心がつよくなっています。食品衛生上の課題としては、食中毒を中心とした対策が重要であることについて理解するものですが、「健康被害への懸念」という点から、今日、消費者がつよい不安と関心をいただいている課題についても、注視をしていく必要があると考えます。そのような課題として、以下のテーマ（項目・品目）があげられますので、積極的に対応され、食品検査項目に追加していただければ、「計画案」は府民にとってよりわかりやすく、理解をふかめるものとなると思います。前述の「厚生労働省告示」中にも、「法で規定する事項及び食品衛生に関する事項以外の事項についても、各都道府県等の実情等に応じて監視指導計画に記載することは差し支えない」とのべられていますので、「平成16年度食品検査計画」のなかの検査項目・品目に、以下を追加していただけるよう、要望いたします。

- ①ダイオキシン……牛乳・魚
- ②カドミウム……米
- ③環境ホルモン（内分泌攪乱物質）
- ④残留農薬……冷凍野菜・輸入米
- ⑤ブドウ球菌毒素……脱脂粉乳
- ⑥ホルムアルデヒド……繊維製品

(6) 食品等の検査にかかわる検体収去予定数について、「厚生労働省告示」は「近隣都道府県等と連携し、特に同一都道府県内において都道府県相互間で連携して策定する」とのべており、京都府と京都市とはどのような分担と連携になるのかについて、「計画案」のなかに明記していただくと、府民にとってよりわかりやすく、理解をふかめるものになると考えます。以下、要望いたします。

- ①京都市がおこなう収去検査と同一の品目・検査項目であるとすれば、その理由を「平成16年度食品検査計画」のなかに具体的なかたちで明記すること。
- ②京都市がおこなう収去検査と同一でない品目・検査項目であるとすれば、その理由を「平成16年度食品検査計画」のなかに具体的なかたちで明記すること。

(7) 検体収去の方法について、「厚生労働省告示」は「違反を発見した場合の対応が可能になるよう生産者、製造者及び加工者、輸入者等の関係者に係る情報を確認する」としています。食品安全にかかわる問題の連続発生、偽装表示の多発という昨今の状況をふまえ、検体収去の方法についても、「計画案」のなかに明記していただくと、府民にとってよりわかりやすく、理解をふかめるものになると考えます。以下、要望いたします。

- ①検体収去の方法、とくに履歴追跡を可能とする情報等の確認方法について、「平成16年度食品

検査計画」のなかに具体的なかたちで明記すること。

(8) 消費者にとって、「表示」は商品を購入するにあたって、もっとも重要な情報です。しかし、この間、表示にかかわる偽装事件が多発しており、監視指導の強化がもとめられる課題であると考えます。「厚生労働省告示」では、「食品表示行政における連携を確保するため、表示関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施する」ことが、関係部局の連携確保の具体的な取り組み例として提起されています。食品表示にかんする監視指導の強化について補強されれば、「計画案」は府民にとってよりわかりやすく、理解をふかめるものになると考えます。以下、要望いたします。

- ①食品表示についての監視指導を積極的に推進することを、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画」のなかに具体的なかたちで明記すること。
- ②「厚生労働省告示」にもとづき、食品表示行政における連携を確保するため、表示関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施することを、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画」のなかに具体的なかたちで明記すること。
- ③食品等の表示に係る調査や立入検査の実施にあたっては、履歴追跡が可能な情報等の確認が必要であり、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画」のなかに具体的なかたちで明記すること。

(9) 食品の安全性を確保する第一義的責任は事業者にあり、行政は食品等事業者にたいして、その責務が励行され、安全な食品が供給されているか否かを確認するため、監視指導の責務を負うという役割分担関係にあるわけですが、法令に抵触する出来事はあとを立ちません。法令への違反については、消費者として、きびしく対処していただくことを望みます。「厚生労働省告示」は違反発見時の対応について、くわしくのべていますので、「厚生労働省告示」を「計画案」のなかに明記していただくと、府民にとっては、よりわかりやすく、理解をふかめるものになると考えます。以下、要望いたします。

- ①「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画」中、違反発見時の対応にかんしては、「厚生労働省告示」にのべられている記述を採用すること。

(10) 改定食品衛生法第65条は「厚生労働大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表するとともに、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない」と定めています。関係者相互間の情報及び意見の交換、いわゆる「リスク・コミュニケーション」の推進は、今回法改正の重要な内容のひとつであり、「食の安全・安心」の課題の推進のためには、生産から消費までの情報の共有と相互理解の促進、関係者の連携強化がかかせないものです。この点にかかわって、以下、要望いたします。

- ①生産者・消費者・行政等をふくめた関係者による「協議会」を設置し、公開を前提としながら、定期的に開催すること。
- ②定期の「協議会」だけでなく、また「監視指導計画」にかんしてのみ意見交換会を開催するというのではなく、さまざまなかたちで、関係者相互間の情報・意見交換会を年に少なくとも4回以上開催すること。

③意見交換会の開催にあたっては、1カ所だけではなく複数カ所で、より多くの府民が参加できるよう、日時の設定や事前の案内（少なくとも1カ月前）、会議運営などの面での配慮・工夫をおこなうこと。

以上